

徳島県告示第四百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、徳島県県土整備部高規格道路課、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンター及び徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和六年八月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年八月二十日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定する道路種別、路線番号、路線名及び占用を制限する区域

道路種別	路線番号	路線名	占用を制限する区域
一般国道	一九三号		海部郡海陽町小川字荒瀬二〇番一地先から 同 字小川六二番四地先まで 海部郡海陽町小川字小川二番一地先から 同 字平嵐五四番一地先まで 板野郡板野町川端字関ノ本一四番一地先から 同 字庄境四番一地先まで 鳴門市鳴門町土佐泊浦字黒山一一八番三二七地先から 同 高島字北六七〇番地先まで 鳴門市撫養町大桑島字瀧岩浜四八番一八地先から 同 鳴門町土佐泊浦字大毛一六番二八七地先まで 板野郡板野町川端字道添一三番一地先から 同 字庄境三番一地先まで 海部郡美波町赤松字阿地屋一七四番二地先から 同 五二番一地先まで 鳴門市大麻町桧字野神ノ北一四番二地先から 同 字東山田五四番一地先まで 鳴門市撫養町大桑島字瀧岩浜四八番一九地先から 同 五三番五地先まで 板野郡板野町犬伏字大坪七番二地先から 同 字東スカ四二番一地先まで 海部郡牟岐町大字川長字市宇谷二一五番一地先から 同 大字中村字本村八七番一地先まで 鳴門市撫養町立岩字六枚一九五番一地先から 同 一八九番地先まで
主要地方道	一一	鳴門公園	
主要地方道	一	徳島引田	
主要地方道	一一	鳴門池田	
主要地方道	一九	阿南驚敷日和佐	
主要地方道	四一	徳島北灘	
主要地方道	四二	瀬戸撫養	
一般県道	一一二二	板野川島	
一般県道	一四七	日和佐牟岐	
一般県道	一八四	栗津港撫養	

			鳴門市撫養町立岩字四枚五三番地先から 六〇番地先まで
一般県道	一九六	浅川港	海部郡海陽町浅川字大田九〇番五地先から 七〇番六地先まで
一般県道	三〇一	久尾穴喰浦	同 海部郡海陽町久保字板取二七五番一地先から 二四三番七六地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路等の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限の開始の期日

令和六年八月二十日